

「建築物等の緑化に関する基準」と届出様式の改正（案）についての意見公募手続きの結果

○募集期間：令和 6 年 7 月 22 日（月曜）～令和 6 年 8 月 20 日（火曜）

○ご意見数：1 件（1 通）

番号	意見の概要	意見に対する本市の考え方
1	<p>都市の緑化は結構ですが、王子公園再整備や兵庫県立明石公園、東京の神宮外苑問題にみられるように、「税金をかけて都市公園の木を伐採する」という現象が全国的に見られます。この原因として、日本では、「緑被率」を基準として緑化を計画しているという、千葉大学名誉教授で元日本庭園学会会長の藤井英二郎氏による指摘があります。しかし、藤井氏によると、諸外国の先進例では、「樹冠被覆率」を基準としているとのことです。</p> <p>神戸市でも「樹冠被覆率」の概念を取り入れるべきではないのでしょうか。</p> <p>本件では、その点の検討が全く見られません。また、神戸市では「樹冠被覆率」のデータは存在していません。まずは、「樹冠被覆率」を調査して公表すべきではないのでしょうか。航空写真をもとに分析を行えば数字は出るのでは。AI に分析させたらすぐにできそう。神戸市に誘致したマイクロソフトにやり方を聞いてみたらどうでしょうか。</p> <p>(参考)</p> <p>神戸市の姉妹都市である、米国シアトル市では、2037 年までに樹冠被覆率を 30% にする目標を掲げています。</p> <p>同じく姉妹都市の、オーストラリアのブリスベン市では、木陰率（住宅地と道路で木の陰になる割合）を 50% にする目標を掲げています。ブリスベンの樹冠被覆率は 44% です。</p>	<p>本市では、一定規模以上の建築行為に対して、樹木や地被植物、屋上緑化、壁面緑化など様々な植栽方法により緑地面積を一定以上確保することを義務付けています。</p> <p>今回の改正は、主に都市の高温化（ヒートアイランド現象）への対策の観点から、人への日射や熱放射を遮る効果が期待できる道路等の公共空間に面する部分での植樹（中高木・生垣）及び壁面緑化を誘導していこうとするものです。</p> <p>「樹冠緑被率」を基準としたものではありませんが、樹木等の緑陰によって都市の高温化を防止・緩和していこうとする考え方には共通する部分もあると思われますので、いただいたご意見につきましては、関係する部局にも共有し、今後都市緑化のあり方を検討する際の参考とさせていただきます。</p>